

(新)

別表1 (第3条関係)

産休等代替職員雇用事業費補助金交付基準表

	産 休	病 休
基 準 額	次の補助対象期間の範囲内における雇用日数に、基準単価を乗じて得た額	
	補助対象期間 出産予定日の6週間(設置者の規則等でこれより長い産前の休業期間を定めているときは8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)の範囲内でその期間とする。)前の日から出産後6週間(設置者の規則等でこれより長い産後の休業期間を定めているときは8週間を上限として当該期間とする。)を経過する日までの期間。ただし、この期間が次年度にわたる場合は当該年度に係る期間。	補助対象期間 病休開始後30日を経過した日(31日目)から、60日又はその範囲内で勤務が可能となるまでの期間。ただし、この期間が次年度にわたる場合は当該年度に係る期間。
	基準単価 1人1日当たり 8,290円	
対 象 経 費	産休代替職員雇用費	病休代替職員雇用費
	雇用日数 × 一日当たりの賃金単価	
補 助 率	$\frac{3}{4}$ 以内	

- 1 補助基本額：「基準額」と「対象経費」とを比較していずれか低い方の額を補助基本額とする。
- 2 補助金交付額：補助基本額に補助率4分の3を乗じて得た額以内とする。

(注) 1 「雇用日数」とは、雇用した代替職員が補助対象施設に実際に勤務した日数(年次有給休暇等(賃金が発生する特別休暇を含む。)を取得した日を含む。)をいうものとする。ただし、1日に勤務した時間が、補助事業者ごとに定める1日の勤務時間に満たない日がある場合は、1日に勤務した時間を補助事業者ごとに定める1日の勤務時間で除し、得た数が0.5以上である場合は、雇用日数0.5日とする。

2 1日当たりの賃金単価とは、労働時間又は期間に応じて支払われる賃金であって、手当等を含まない。

(旧)

別表1 (第3条関係)

産休等代替職員雇用事業費補助金交付基準表

	産 休	病 休
基 準 額	次の補助対象期間の範囲内における雇用日数に、基準単価を乗じて得た額	
	補助対象期間 出産予定日の6週間(設置者の規則等でこれより長い産前の休業期間を定めているときは8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)の範囲内でその期間とする。)前の日から出産後6週間(設置者の規則等でこれより長い産後の休業期間を定めているときは8週間を上限として当該期間とする。)を経過する日までの期間。ただし、この期間が次年度にわたる場合は当該年度に係る期間。	補助対象期間 病休開始後30日を経過した日(31日目)から、60日又はその範囲内で勤務が可能となるまでの期間。ただし、この期間が次年度にわたる場合は当該年度に係る期間。
	基準単価 1人1日当たり 8,120円	
対 象 経 費	産休代替職員雇用費	病休代替職員雇用費
	雇用日数 × 一日当たりの賃金単価	
補 助 率	$\frac{3}{4}$ 以内	

- 1 補助基本額：「基準額」と「対象経費」とを比較していずれか低い方の額を補助基本額とする。
- 2 補助金交付額：補助基本額に補助率4分の3を乗じて得た額以内とする。

(注) 1 「雇用日数」とは、雇用した代替職員が補助対象施設に実際に勤務した日数(年次有給休暇等(賃金が発生する特別休暇を含む。)を取得した日を含む。)をいうものとする。ただし、1日に勤務した時間が、補助事業者ごとに定める1日の勤務時間に満たない日がある場合は、1日に勤務した時間を補助事業者ごとに定める1日の勤務時間で除し、得た数が0.5以上である場合は、雇用日数0.5日とする。

2 1日当たりの賃金単価とは、労働時間又は期間に応じて支払われる賃金であって、手当等を含まない。